

介護保険のお知らせ

町民の皆様には、「介護保険」の推進につきまして日頃よりご理解ご協力をいただき深く感謝申し上げます。

介護保険料は、介護サービスを必要とする方の人数や、給付費（介護保険サービスを利用した際に町から支払われる費用）等を予測して3年に一度見直しを行うこととされており、令和6年度から令和8年度までの保険料基準額が下記のとおり決められています。介護保険を維持継続するために必要不可欠なものとなっておりますので、皆様のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

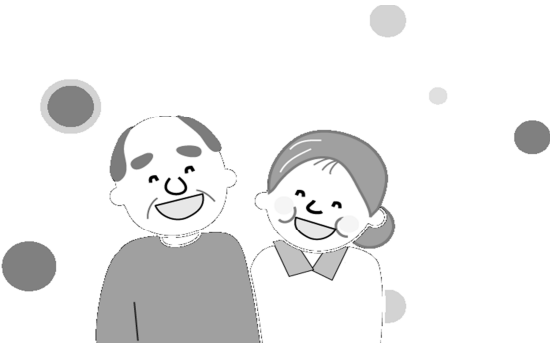
- 令和6年度から令和8年度までの保険料基準額
基準年額80,400円（基準月額6,700円 所得段階5段階の額）
○第1～3段階の方の保険料は、公費投入（国、県、町が負担）により軽減されます。

保険料は「基準額」をもとに所得等によって次のように分かります。

(円)					
所得段階	世帯	本人		基準額×調整率	年額
第1段階	住民税 非課税	住民税 非課税	・生活保護受給者の方、老齢福祉年金受給者の方 ・課税年金等収入金額が80万9千円以下の方	基準額×0.285 (基準額×0.455)	22,914 (36,582)
第2段階			課税年金等収入金額が80万9千円超120万円以下の方	基準額×0.485 (基準額×0.685)	38,994 (55,074)
第3段階			課税年金等収入金額が120万円超の方	基準額×0.685 (基準額×0.69)	55,074 (55,476)
第4段階	住民税 課税	住民税 非課税	課税年金等収入金額が80万9千円以下の方	基準額×0.90	72,360
第5段階 [基準額]			課税年金等収入金額が80万9千円超の方	基準額×1.00	80,400
第6段階		住民税 課税	合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	96,480
第7段階			合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	104,520
第8段階			合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	120,600
第9段階			合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70	136,680
第10段階			合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	152,760
第11段階			合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	168,840
第12段階			合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	184,920
第13段階			合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.40	192,960

※課税年金等収入金額と合計所得金額は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までのものです。

※第1～3段階のカッコ内は、保険料が軽減される前の金額です。



介護保険料の納め方

65歳の誕生日を迎えられた方には、はじめは納付書により納付していただくことになります。後に、年金からの天引きを開始する際には事前にお知らせいたします。

【お問い合わせ先】 役場 福祉介護課 介護保険係
電話 0173-22-2111